

新型コロナウイルスの感染が疑われる患者さんの 初診時選定療養費徴収のお知らせ

紹介状を持参せずに初診で当院を受診する際は、以下の選定療養費を徴収させていただきます。

初診時選定療養費 1日つき、7,700円(税込) 令和5年6月1日～

選定療養費とは、初期治療は地域のかかりつけ医等で、高度・専門医療は病院(200床以上)で行うという医療機関の機能分担の推進を目的として定められた制度で、高度・専門医療を行う200床以上の病院においては、かかりつけ医等からの紹介状を持たず受診される患者さんに対して、診療費とは別に自費負担していただくことが定められています。

なお、徴収対象外になる場合は、下記のとおりです。

初診時選定療養費をご負担いただく必要のない方

1. 他の医療機関からの紹介状をお持ちいただいた場合
2. 救急受診の場合（救急搬送された方、入院となった方等）
3. 外来受診後、そのまま入院した場合
4. 当院で他の診療科から院内紹介されて受診する場合
5. 生活保護法による医療扶助の対象である場合
6. 特定疾患、障害などの各種公費負担制度受給対象である場合 等